

厚生労働大臣が指定する医薬部外品

- 一 衛生上の用に供されることが目的とされている綿類(紙綿類を含む。)
- 二 次に掲げる物であつて、人体に対する作用が緩和なもの
 - (1) 胃の不快感を改善することが目的とされている物
 - (2) いびき防止薬
 - (3) カルシウムを主たる有効成分とする保健薬((18)に掲げるものを除く。)
 - (4) 含嗽そう薬
 - (5) 健胃薬((1)及び(26)に掲げるものを除く。)
 - (6) 口腔くう咽喉いんこう薬((19)に掲げるものを除く。)
 - (7) コンタクトレンズ装着薬
 - (8) 殺菌消毒薬((14)に掲げるものを除く。)
 - (9) しもやけ・あかざれ用薬((23)に掲げるものを除く。)
 - (10) 瀉しや下薬
 - (11) 消化薬((26)に掲げるものを除く。)
 - (12) 滋養強壮、虚弱体質の改善及び栄養補給が目的とされている物
 - (13) 生薬を主たる有効成分とする保健薬
 - (14) すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面等の消毒又は保護に使用されることが目的とされている物
 - (15) 整腸薬((26)に掲げるものを除く。)
 - (16) 染毛剤
 - (17) ソフトコンタクトレンズ用消毒剤
 - (18) 肉体疲労時、中高年期等のビタミン又はカルシウムの補給が目的とされている物
 - (19) のどの不快感を改善することが目的とされている物
 - (20) パーマネント・ウェーブ用剤
 - (21) 鼻づまり改善薬(外用剤に限る。)
 - (22) ビタミンを含有する保健薬((12)及び(18)に掲げるものを除く。)
 - (23) ひび、あかざれ、あせも、ただれ、うおのめ、たこ、手足のあれ、かさつき等を改善することが目的とされている物
 - (24) 薬事法第2条第3項に規定する使用目的のほかに、にきび、肌荒れ、かぶれ、しもやけ等の防止又は皮膚若しくは口腔くうの殺菌消毒に使用されることも併せて目的とされている物
 - (25) 浴用剤
 - (26) (5)、(11)又は(15)に掲げる物のうち、いずれか2以上に該当するもの

薬事法第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬部外品(昭和36年2月1日厚生省告示第14号、昭和36年11月1日厚生省告示第378号、平成7年11月24日厚生省告示第202号、平成11年3月12日厚生省告示第31号、平成16年7月16日厚生労働省告示285号)